

商店街の空き店舗に出店される中小企業者を応援！！

熊本市商店街出店支援事業費
補助金

募集期間

令和6年（2024年）5月1日（水）～令和6年（2024年）6月28日（金）〔17時必着〕

補助対象となる空き店舗

次のすべての要件を満たす空き店舗が対象です。

- ①熊本市内の商店街の地区内に所在し、事業活動が行われていない建物内の店舗
- ②商業施設等のテナント型店舗でない店舗

補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者で、次のすべてに該当する方が対象です。

- ①令和6年（2024年）5月1日以降に補助対象となる空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した者
- ②熊本市内の商店街地区からの移転でない者
- ③空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む者
(ただし、風営法第2条第5項から10項の対象となる営業、または事業所機能のみの出店は対象外)
- ④出店エリアの商店街団体からの推薦があり、積極的に商店街団体の活動に参加するよう努める者

採択方法

審査会にて書面審査し、予算の範囲内で採択者を決定します。（5件程度を想定）

補助対象経費等

交付決定後に契約・発注及び支払い、令和7年（2025年）2月28日までに改修工事及び支払、実績報告が完了する経費が対象です。

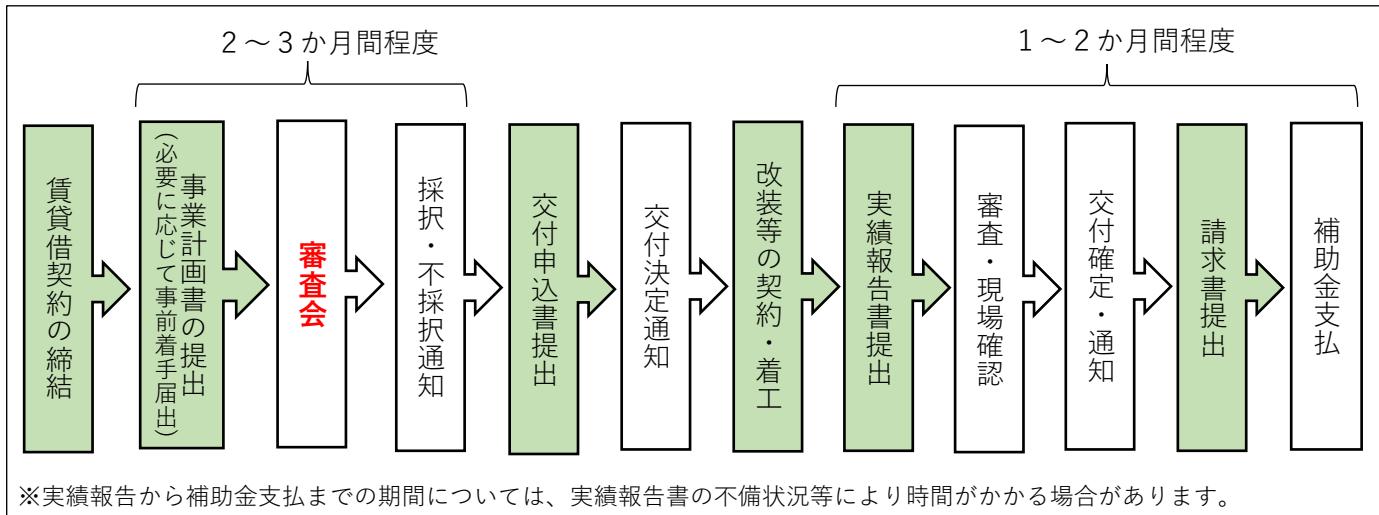
対象経費	①店舗の改修に要する外装、内装、設備等の工事費 ②上記①に伴う既存設置物の処分費、設計費 ③家賃（上限2か月分）、礼金、仲介手数料
対象外経費	①備品、消耗品の購入・設置に係る費用 ②交付決定前に契約・着手した改修費等（対象空き店舗の家賃、礼金及び仲介手数料は除く。なお、市の承認を受けて事前着手したもののは対象経費とする。） ③次のいずれかに該当する者に係る家賃、礼金及び仲介手数料 ア) 空き店舗の所有者本人 イ) 空き店舗の所有者が個人の場合には、2親等以内の親族である者 ウ) 空き店舗の所有者が法人である場合には、役員または従業員の身分を有する者 ④建築基準法、消防法その他法令に違反する改修費 ⑤消費税及び地方消費税

詳しくは、
熊本市ホームページの
募集要領をご確認ください



【お問い合わせ先】
熊本市商業金融課（担当：内村）
電話：096-328-2424

【手続きの流れ】



【熊本市商店街出店支援事業費補助金事前チェックシート】

補助金のご申請にあたっては、必ず以下項目をご覧いただき、申請対象であるかをご確認ください。

〔空き店舗について〕

- 熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗である
- 商業施設等のテナント型店舗でない

〔対象者について〕

- 中小企業者（個人も含む）である
- 店舗所有者と令和6年5月1日以降に賃貸借契約を締結した
- 熊本市内の商店街の地区からの移転でない
- 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む
(（風営法第2条第5～10項の対象となる営業、事務所機能のみの出店、政治活動又は宗教活動を行なう場合を除く）)
- 出店エリアの商店街団体からの推薦があり、当該商店街団体に加盟するなど、積極的に商店街団体の活動に参加するよう努める
- 市税の滞納がない
(（分割納付を誓約し、かつ、当該分割納付を履行していると認められる者は除く）)
- 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない

〔その他条件について〕

- 補助事業の採択は審査会によって決定するため、書類の提出を持って補助金交付対象とはならない旨に留意すること
- 遅くとも交付確定の日から30日以内に当該店舗にて事業活動を開始すること
- 原則として24カ月（2年間）は事業活動を継続すること
- 補助事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告を行うこと